

広島県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十年六月五日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	廃止年月日
たじ内科クリニック	呉市広大新開一丁目四番一七号	平成二〇年三月三十一日